

再処理施設

使用前検査受検後の補修工事等の 調査結果報告書

平成 15 年 12 月 22 日

日本原燃株式会社

目 次

1 .	はじめに	1
2 .	調査対象	1
3 .	調査方法の概要	1
4 .	調査結果	3
5 .	国への手続きが必要なものの概要と取扱い	4
6 .	再発防止対策の検討	5

1 . はじめに

使用済燃料受入れ・貯蔵施設（以下「F施設」という）の燃料送出しピット斜路において、使用前検査受検後に国へ報告することなしに使用前検査対象の設備に補修工事を実施したこと（以下「燃料送出しピット斜路の事象」という）に対する国の嚴重注意の指示文書「平成15・06・24原院第1号」を受けて、同様の可能性のある補修工事等の有無について調査を行った。

上記の燃料送出しピット斜路の事象は、元請会社から当社に対して補修を伴う不適合としてルールに基づく報告があったが、国への報告を行わず補修を実施したものであることから、調査は再処理施設（F施設+再処理施設本体（以下「本体施設」という））を対象として、元請会社各社の不適合管理要領等のルールに基づいて当社に報告された書類及び不適合に該当しない軽微なものも含めた改造/補修記録等によって行った。

その結果、既に合格証を取得済みのF施設については、当該の燃料送出しピット斜路の事象以外に、国への報告が必要であったと考えられる使用前検査受検後の改造/補修はなかったことを確認した。

本体施設については、使用前検査受検後に改造/補修を行ったもののうち、国への手続きが必要なもの（使用前検査再受検が未了のもの）が2件あった。このうち1件については、「燃料送出しピット斜路の事象」とは異なり、もともと設工認申請書変更に伴う使用前検査再受検予定のものであった。他の1件については改造/補修内容は軽微であるものの、「燃料送出しピット斜路の事象」と同種の事象であった。

これらの2件については、今後、使用前検査を再受検することとする。

この再発防止対策として、当社の不適合管理要領を改善することとする。

2 . 調査対象

今回の調査は、下記のを対象に行った。

- ・ 再処理施設の設備及び機器
- ・ 再処理施設の建物・構築物

（以下、設備及び機器、建物・構築物を総称して「設備等」という）

3 . 調査方法の概要

調査は、添付 - 1 に示す「使用前検査受検後改造/補修調査フロー」に従って以下の手順で実施した。

(1) 使用前検査対象設備等の使用前検査受検日の確認

使用前検査対象の設備毎、機器毎、使用前検査項目毎(材料・寸法・耐圧漏えい・据付外観など) に使用前検査受検日を抽出し、確認した。

(2) 使用前検査受検後に改造 / 補修がなされたかの確認

使用前検査対象設備等に改造 / 補修案件が発生した際、下請会社 / 元請会社から当社に報告されるルールの確認

当社は元請会社に対して、当社社内検査以降の改造 / 補修はすべて報告するように要求している。

その要求を受けて、元請会社の品質保証計画書、不適合管理要領等のルールに当社社内検査または使用前検査受検後に改造 / 補修を行う場合の処置方針が明文化されているか、元請会社内でそれらのルールに従った管理がなされているかについて確認した。

また、下請会社に対して同様の要求をしているかについて元請会社の品質保証計画書、不適合管理要領等で確認した。

使用前検査受検後に改造 / 補修がなされたものの抽出

上記(2) のルールにより、元請会社は、改造 / 補修案件が発生した場合は当社に報告し、当社の承認を得て改造 / 補修作業を実施することになっている。

したがって、元請会社から当社に対して改造 / 補修の報告用・承認用として提出されている不適合報告書、技術連絡書などの記録を基に、改造 / 補修リストを作成した。(添付 - 2 参照)

その際、改造 / 補修案件に抜けはないか、何時どのような処置がなされているかを当社の記録及び元請会社の記録により確認した。

また、その時期が上記(1) で確認した時期と比較して使用前検査受検後になっているものを抽出した。

(3) 再受検対象案件か否かの確認

上記(2) で抽出されたものに対して、添付 - 3 に示す再受検不要の判断基準に照らして、再受検対象案件か否かを確認した。

(4) 国への報告状況の確認

上記(3) で再受検対象となったものに対して、事象・処置方針が国に手続きされているかを確認した。

4 . 調査結果

(1) 使用前検査対象設備等

設備及び機器

F 施設 (機器): 約 2 0 0 基

F 施設 (配管): 約 7 0 0 ライン

本体施設 (機器): 約 5 1 0 0 基

本体施設 (配管): 約 2 8 0 0 0 ライン

建物・構築物

F 施設 (建屋数): 5

本体施設 (建屋数): 2 0

F 施設及び本体施設 (洞道数): 2 5

(2) 使用前検査対象設備等に改造 / 補修案件が発生した際、下請会社 / 元請会社から当社に報告されるルールの確認 (添付 - 4 参照)

元請会社のルールに当社社内検査または使用前検査受検後に改造 / 補修を行う場合の処置方針が明文化されているか、元請会社内でそれらのルールに従った管理がなされているか、また、下請会社に対して同様の要求をしているかについて、元請会社の品質保証計画書、不適合管理要領等の記載を基に確認した結果、問題のないことを確認できた。

(3) 使用前検査受検後の改造 / 補修件数などの調査

使用前検査受検後の改造 / 補修件数などの調査結果を以下に示す。

使用前検査対象設備等に対して使用前検査受検後に改造 / 補修がなされたものは、F 施設で 8 4 件 (うち 1 件は燃料送出しピット斜路の事象)、本体施設で 2 0 5 8 件あり、それらのうち、使用前検査再受検対象案件のものは、F 施設で 5 件 (うち 1 件は燃料送出しピット斜路の事象)、本体施設で 2 3 9 件であった。

使用前検査再受検対象案件について、不適合処理票等で処理されており、個別報告または設備変更時管理票により国への手続きを実施済みのものは、F 施設で 4 件、本体施設で 2 3 7 件であったが、F 施設の 1 件 (燃料送出しピット斜路の事象)、本体施設の 2 件 (低レベル廃液処理建屋の「サンプリング不具合による配管改造」、分析建屋の「換気設備逆止ダンパ取付け位置変更」) については、国への手続きが未実施であった。

上記 の使用前検査対象設備等に対して使用前検査受検後に改造 / 補修がな

されたもののうち、F施設の79件、本体施設の1819件については、使用前検査再受検不要の判断基準(添付-3参照)により、それらの改造/補修は再受検は不要と判断した。

また、上記調査結果のまとめを下表に示す。

表 1 使用前検査受検後の改造/補修件数まとめ表

(2003年11月末現在)(単位:件数)

施設名	使用前検査受検後に改造/補修がなされたか	使用前検査再受検対象案件か	国への手続きを実施済みか
使用済燃料受入れ・貯蔵施設	84	【再受検対象】 5	【実施済】 4
		【再受検不要】 79	【未実施】 1 ^(*1)
再処理施設本体	2058	【再受検対象】 239	【実施済】 237
		【再受検不要】 1819	【未実施】 2 ^(*2)

(*1)使用済燃料受入れ・貯蔵施設の1件は燃料送出しピット斜路の事象である

(*2)再処理施設本体の2件は以下のとおりである
 ・サンプリング不具合による配管改造(低レベル廃液処理建屋)(H14.8)
 ・換気設備逆止ダンパ取付け位置変更(分析建屋)(H15.4)

5. 国への手続きが必要なものの概要と取扱い

上記の本体施設の2件について、発生事象の概要を以下に示す。

また、本体施設は施工中であるため、この2件については今後使用前検査を再受検する。

なお、燃料送出しピット斜路の事象については、経緯、原因などを含めて本年6月に国に報告しているため、ここでは割愛する。

- (1) 今回の調査を実施しなかった場合、今後も使用前検査が未受検のままとなる可能性があるもの(1件)

サンプリング不具合による配管改造(添付-5-1参照)

低レベル廃液処理建屋の冷却水施設(再処理設備本体施設用一般冷却水系(その他の設備))の配管1583-CH-318-01-15において、通水作動試験時にサンプリング捕集を行った。

その際、配管と補修容器の間に十分な空間がなく、捕集容器がセットできないという不具合が発生し、改造の内容が軽微（配管の端部を約6cm切断）であるとの判断から、当社内の不適合処理を行わず平成14年9月14日に改造を実施した。

当該配管は、改造前の平成14年7月19日に当社社内検査を行い、平成14年8月14日に使用前検査（据付・外観検査）を受検していた。

なお、当該配管は、安全上の重要度の低い非安重・耐震Cクラスの設備である。

- （2）計画的な設備変更であるため、今回の調査を実施しなくとも、使用前検査は実施されるもの（1件）

換気設備逆止ダンパ取付け位置変更（添付-5-2参照）

分析建屋の空分析室（予備室）に分析用グローブボックスを20次変更認可申請の認可（以下「変認」という）（平成14年11月29日）を受け、追加で設置した（変認の中にはボックス周りに付帯設備である換気設備の改造も含まれている）。

本設備については、設備変更後に使用前検査を受検することとし、移設する部位（換気設備逆止ダンパ（フランジタイプ））については、変更前に使用前検査（据付・外観検査）の受検を行わない計画としていた。

しかし、設備変更範囲を除くその他の換気設備の受検時（平成15年4月17日）に、当該部位を含んだ範囲を受検した。

その後、上記変認に伴う設備の変更を実施したため、使用前検査受検済の設備が変更されることとなった。

本件については、本調査がなくとも、もともと変認に伴う使用前検査再受検予定のものであって、「燃料送出しピット斜路の事象」とは異なるものである。

なお、当該設備は、安全上の重要度の低い非安重・耐震Bクラスの設備である。

6. 再発防止対策の検討

今回の調査で、国への手続きが必要なものが本体施設に2件あった。これらのうち、サンプリング不具合による配管改造の件については、今回の調査を実施しなかった場合、今後も使用前検査が未受検のままとなる可能性があるため、以下に示す再発防止対策を実施することとする。

サンプリング不具合による配管改造が国への手続きが未実施となった原因は以下のとおりである。

社内検査終了後の改造／補修は本来不適合処理を行うべき事象であったが、不適合管理要領の「要求事項から逸脱した」との解釈に、「社内検査終了後に改造／

補修を行った」ものを含むものであることが徹底されていなかったため、不適合処理（不適合処理票の起票）がなされなかったものである。

この原因を受け、再発防止対策として以下のとおり不適合管理要領を改善することとした。

（現状）

「不適合」とは、設計、調達、製作・施工、試験・検査および試運転時において、定められた要求事項^(注)から逸脱した場合、又、機器及び設備を破損した場合をいう。

(注)要求事項とは、設工認図書、機器構造図・系统工程図等の承認図書、試験検査に係わる承認図書等に定める事項をいう

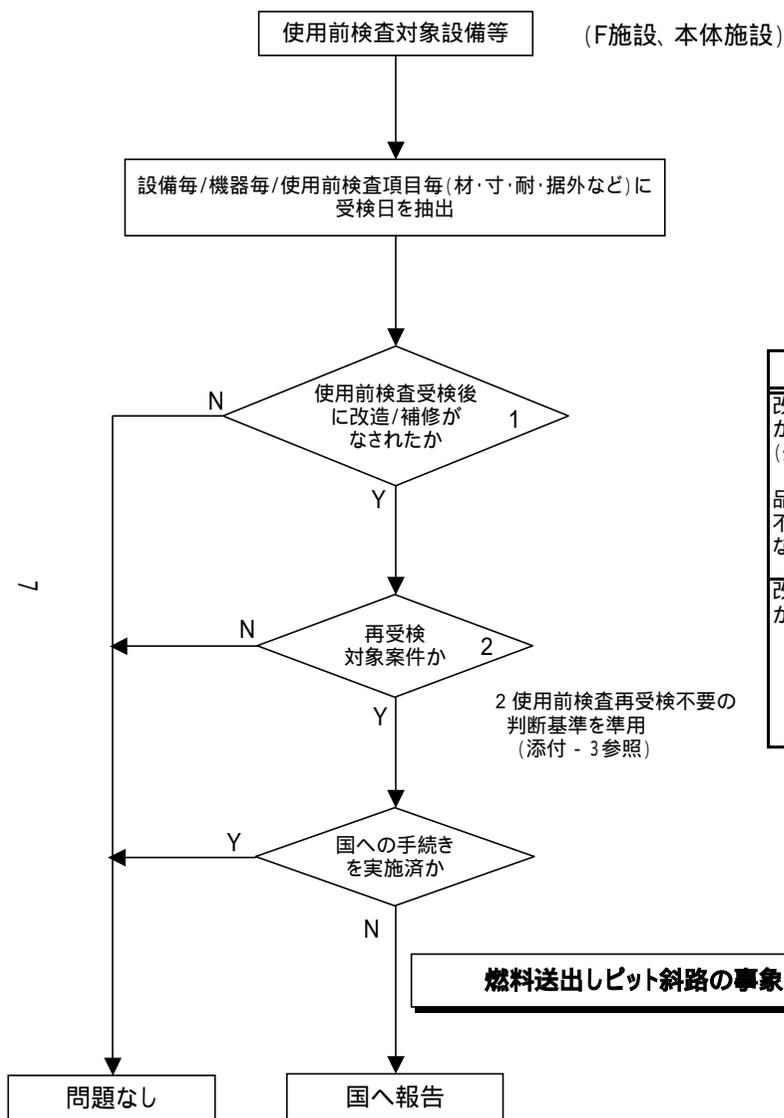
（改訂（案））

「不適合」とは、設計、調達、製作・施工、試験・検査および試運転時において、定められた要求事項から逸脱した場合（社内検査終了後に改造／補修を行う場合を含む。）又、機器及び設備を破損した場合をいう。

なお、本件の事象・原因については、別途実施する品質保証システムの改善にも反映することとする。

以 上

使用前検査受検後改造 / 補修調査フロー



1	ルールの有無	ルールの適用範囲	エビデンス	調査の考え方
	改造/補修として下請会社/元請会社から当社に報告されるルールがある (処置方針が明文化されている) 品質保証計画書 不適合管理要領 など	・許認可申請書の記載事項から逸脱するもの ・工程の大幅遅延をもたらすもの ・官庁検査基準から逸脱するもの ・当社要求事項を大幅に逸脱するもの ・当社検査合格後の手直し、補修を実施する場合 など	不適合処理票 不適合報告書 など	・元請各社のルールの確認を行う ・報告されているものに対して改造/補修リストを作成し、どのような処置が行われているか整理する ・リストに対応するエビデンスを揃える
	改造/補修として下請会社/元請会社から当社に報告されるルールがない		現地調整等のメモ類 改造補修記録 技術連絡書 QA/QCアクションリスト 各主管課の記録 など	・ルールがない場合、メモ類やアクションリストなどのエビデンスの集約と確認を行う

改造 / 補修リスト(サンプル)

改造 / 補修リスト(機電設備)

管理番号	施設名	機器番号 配管番号	名称	使用前検査対象 (対象、*対象品における対象外の部分)	設工認申請レベル	JNFL検査受検日	使用前検査受検日	改造/補修日	改造/補修内容	メーカールールとの整合 (ルール名)	不適合処理票 (JNFL)	再受検の有無	再受検日	エビデンス
1	F	P	冷却水ポンプ		2	据外:2000/8/20 耐:2000/8/20	据外:2000/8/30 耐:2000/8/30	2001/9/1	廻り合い配管改造	整合(不適合処理要領)	09-03	再受検	2001/9/3	01-01
2														
3														
4														
5														
7x	CA	PR-001-15	配管		1	据外:2002/10/5	据外:2002/11/13	2003/3/10	仮設ストレーナを設置するため フランジ接続取外し	整合(現地工事不適合規定)		不要		CA-Q-002

使用前検査再受検不要の判断基準

(使用前検査受検済設備の変更(改造/分解/部品交換等)後に再受検の要否の考え方)

使用前検査受検後に行う、改造・補修・取替により使用前検査結果に影響を与えるものは、使用前検査の再受検が必要となる。

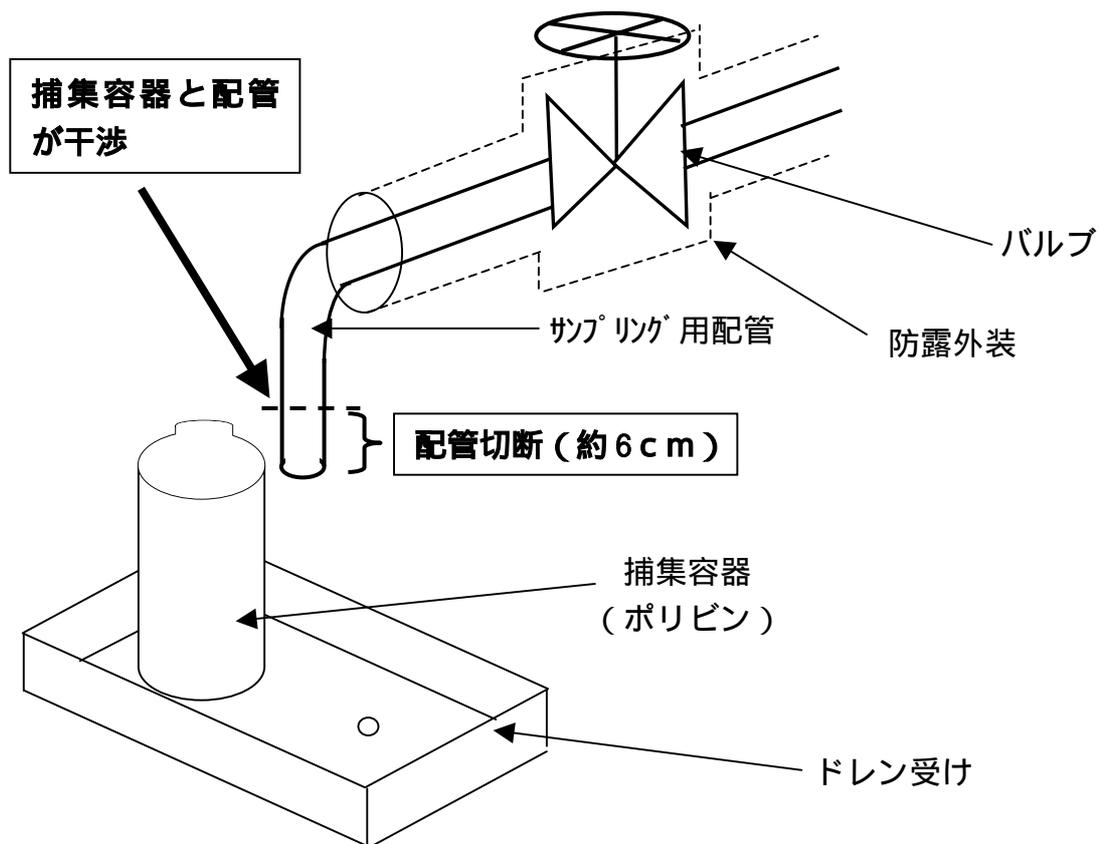
使用前検査結果に影響を与えるか否かは、設工認記載程度及び使用前検査実施項目・内容により異なるが、下表に示すいずれかの事項に該当する場合は使用前検査の再受検は不要である。ただし、使用前検査の再受検が不要な場合でも、処置の経緯、処置後の社内検査記録を残す適切な自主管理により対応を図ること。

	判断基準	根拠(理由)
1 機 器 ・ 配 管 等 の 設 備 に 係 わ る も の	使用前検査対象の非安重機器・配管で耐震性の確認を行わないもの(耐震Cクラス、ただし、換気設備については耐震Bクラス以下)の取外し・再取付け	構造的に取外しを考慮しており、取外し・再取付けにより使用前検査結果(据付・外観検査)に影響を与えない
	使用前検査では据付・外観検査のみ実施している設工認仕様表のない一般冷却水、一般蒸気、試薬の供給系等の設備で、系統図に記載のない機器・配管の取替(溶接を伴わない場合)	系統図に記載されない範囲(系統説明図に記載されているもの)については、取替により使用前検査結果(据付・外観検査)に影響を与えない
	配管の支持構造物の配管支持間隔検査結果に影響を与えない調整(Uボルトのギャップ調整、支持方向に影響を与えないシム調整)	支持点の位置を変更するものではないため使用前検査結果に影響を与えない ただし、支持構造物が適切に設置されていることも含め原燃自主管理にて対応
	使用前検査対象範囲に接続された使用前検査対象外の配管等の溶接を伴う改造	使用前検査対象外
	使用前検査対象設備に付属している使用前検査対象外の部品等の改造・補修・取替	設工認構造図等に記載のない部品等については使用前検査対象外
	使用前検査対象設備の塗装の補修(塗り替え)、保温の修理、錆落とし	塗装・保温は使用前検査対象外
2 計 測 制 御 設 備	計器の単体・ループ構成、レンジ調整	使用前検査対象外
	警報・インターロックセット値の変更(ただし、安重設備で性能検査後の変更は除く)	設定値は使用前検査(工事検査)の対象外
	使用前検査対象の盤・ラック・計器架台における使用前検査対象外の構成部品(基板、スイッチ、銘板、等)の取替・追加・削除	設工認に記載のない部品については使用前検査の対象外
	使用前検査対象外の機能に関わるソフトウェアの変更	使用前検査対象外

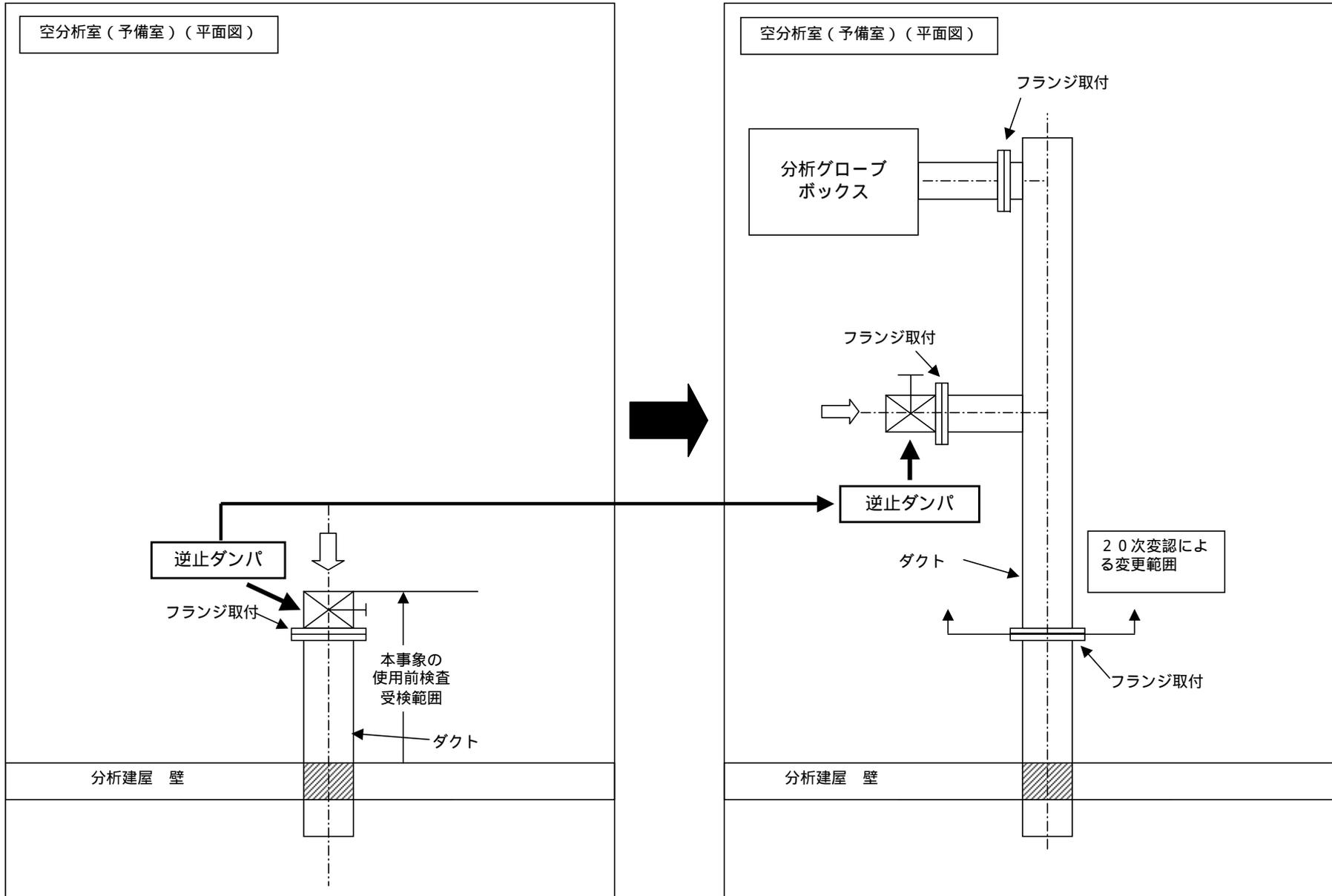
判断基準		根拠（理由）
に係わるもの	計装・放管設備における使用前検査対象計器の取替（同一形式品への交換 ただし、性能検査対象の計器は除く）	計器については、設工認仕様表に計器の番号と計測方式が記載され、使用前検査は据付・外観検査のみ実施されているため、同一形式品への交換であれば、使用前検査結果に影響を与えない取替に当たっては、原燃社内管理（機能試験を含む）にて対応
3 建物・構築物に係わるもの	汚染防止または閉じ込めのための塗装等のタッチアップ塗装による補修	使用前検査結果（外観検査）に影響を与えない手直しである
	躯体強度に影響を与えない改造（コアボーリング、後打ちアンカー）	設工認に示す評価結果（耐震、飛来物防護）に影響を与えないことを確認しており、使用前検査結果（構造検査）に影響を与えない 評価結果等については、原燃社内管理にて対応
	コンクリートのひび及び当て傷等のコンクリート表面の補修（不良部分の除去を伴うものを含む）	使用前検査結果（外観検査）に影響を与えない補修である
	建具、仕上げ金物等の当て傷の補修	使用前検査結果（外観検査）に影響を与えない補修である
	設工認に記載のない構造物または付帯設備等（機械基礎、庇、排水ポンプ、防水層等）の改造、補修、交換	設工認に記載のないものは使用前検査対象外
4 保修点検等に係わるもの	使用前検査対象の機器・配管を試験運転・保修点検等により分解・復旧する場合	構造的に取り外しを考慮しており、分解・復旧により使用前検査結果（据付・外観検査）に影響を与えない 耐圧・漏えい検査の範囲については、原燃自主管理としてボルト締め付け部のトルク管理等で対応
	使用前検査対象の機器・配管の分解・復旧に伴う使用前検査対象外の消耗品（フィルタろ材、パッキン、Oリング、監視制御盤のCRT等）の取替え	消耗品の交換
	使用前検査対象の機器の定期的（通常試験運転の範囲）に交換する使用前検査対象外の部品で、その交換作業が他の設備・機器に影響を与えないもの	予備品の交換
	保守試験としてメルク等により脱着性の確認作業を行う場合	使用前検査対象外の設備の機能確認

元請会社	元請会社社内ルール	ルールの管理している設備範囲	使用前検査対象設備等に改造 / 補修案件が発生した際、元請会社から当社に報告するルールの記載内容	使用前検査対象設備等に改造 / 補修案件が発生した際、下請会社から元請会社に報告するルールの記載内容	備考
A社	内作品不適合管理要領	内作品全般 (F・本体共通)	処置担当課長は、不適合品の処置案を立案し、実施する責務がある プロジェクトマネージャーは、不適合内容を把握し、客先報告の要否を決定する責務がある	製作段階で不適合を発見した者は、直ちに作業を停止し品管担当課に通知する	
	購入品不適合管理要領	購入品全般 (F・本体共通)	処置担当課長は、不適合品の処置案を立案し、実施する責務がある プロジェクトマネージャーは、不適合内容を把握し、客先報告の要否を決定する責務がある	購入要求元部課長は、調達先に対して不適合発生時の処置要領を指示する責務がある	
	現地建設工事における不適合管理要領	設備全般 (F・本体共通)	重大な不適合が発生した場合、品質保証計画に従い顧客に報告する	工事班は、不適合が発生した場合、直ちに作業を停止し、QC班に通知する	重大な不適合 ・JNFLの検査が実施済である(記録にサインを行った)もの ・対外関係(官庁等)への説明が必要となるもの
	建設事務所試験・検査完了品の管理要領	設備全般 (F・本体共通)	各工事班、試運転班は、「現地変更連絡承認票」を設計部門経由JNFLに提出し、JNFLの承認を得る QC班は社内検査、JNFL検査及び使用前検査の実績確認を行う責務がある	各工事班、試運転班は、試験・検査完了品に分解・点検・改造等が発生した場合、及び試験運転用仮設備設置に伴い本設備を取外し、復旧する場合は、「現地変更連絡承認票」を起票する責務がある	
B社	不適合管理運用基準	現地据付製品全般 (F・本体共通)	設工認に係る変更、改造は技術連絡書等で報告し、JNFLの承認を得る 担当部署は設工認対象機器であるかを確認し、対象機器の場合、実運用として使用前検査の受検状況を確認する	不適合管理運用基準に従って、施工会社が発行する場合は、QA・QCアクション票で報告する	品質保証計画書 ・品質保証上重要と判断されるもの、顧客より報告を求められた不適合については顧客へ報告するものとする ・品質保証上重要と判断される不適合については、社内周知されている
	原子力事業部 不適合管理通則	製品全般 (F・本体共通)	顧客との契約仕様又は適用法令を満足しない場合、技術連絡書等で文書化し、顧客、官庁に連絡し、承認を得ること 担当部署は顧客との契約仕様又は適用法令に抵触しないかを確認する	調達先(購入/外注先)に不適合申告票の提出を求めている	
C社	原子力施設に関する不適合製品管理および是正処置・予防処置規程	C社原子力事業部が受注した物件全て	不適合の分類 ・顧客の事前承認を必要とするもの ・顧客の立会検査合格後、または検査結果承認済の製品の手直しをするもの	-	
	現地工事不適合の管理規定	C社が受注した現地工事中に発生したもの	不適合の分類 ・処置に客先の事前承認を必要とするもの ・最終検査(官庁、発電技研、客先)合格後、手直しを行い再受検の必要があるもの	-	
	不適合処置要領	再処理サイト現地工事中に発生したもの	不適合の分類 ・顧客の立会検査合格後、または検査結果承認済の機器、部品の手直しをするもの 客先へ報告する不適合 ・JNFL検査(記録確認含む)合格後の手直し、補修を実施する場合	-	
	機器別品質保証仕様書	下請会社	-	発注者への報告 ・あらかじめ発注者の承認を得ている以外の補修作業	
D社	不適合・再発防止管理要領書	D社及び発注先が行う業務全般	発注者の要求事項を満足しない不適合な製品又は役務については、発注者へ報告又は承認を得る	発注者の要求事項を満足しない不適合な製品又は役務については、発注者へ報告又は承認を得る	
	不適合品の管理要領	D社及び発注先が行う業務全般	JNFLの検査合格後の手直し、補修を実施する場合にはD社はJNFLへの不適合とする	D社の検査合格後の手直し、補修を実施する場合には下請はD社への不適合とする	
	品質保証要求仕様書	D社より発注した業務に関する	製品又は役務が要求事項から逸脱した場合の不具合に対する審査及び処置並びに再発防止対策について管理を行う	製品又は役務が要求事項から逸脱した場合の不具合に対する審査及び処置並びに再発防止対策について管理を行う	
	仮設備管理要領	仮設備の設計・施工	CMGでは、設工認対象配管等の有無について確認しJNFLへの報告の要否について確認する 配管現地変更承認票が起票された場合は、使用前検査の実施状況について確認し捺印する	下請より配管現地変更承認票が起票された場合は、使用前検査の実施状況について確認し捺印する	
E社	品質保証要領 不適合管理	JNFL向け設備すべて	不適合が発生した場合、速やかにJNFLに報告する (不適合の定義に「JNFL検査合格後、手直し、補修を実施する場合」と記載している)	-	
	MMTL再処理技術基準 不適合の管理	JNFL向け設備すべて	E社検査終了後の改造は不適合である	「発注者に記録を提出した後に、手直し、補修をする場合。」を不適合の一部と定義しており、「速やかに発注者に連絡すること。」が規定されている	
	品質保証要領 第一報管理手順	JNFL向け設備すべて	「不適合状況報告書(第1報)」を用いてJNFLへ第一報の連絡を行う 不適合状況報告書に「JNFL検査終了か否かのチェック欄」を設けている	(協力会社に対する周知会を実施)	

元請会社	元請会社社内ルール	ルールの管理している設備範囲	使用前検査対象設備等に改造 / 補修案件が発生した際、元請会社から当社に報告するルールの記載内容	使用前検査対象設備等に改造 / 補修案件が発生した際、下請会社から元請会社に報告するルールの記載内容	備考
F社	協力会社に対する不適合管理	再処理全般	-	ただちに第一報をF社の工程担当者(現場においては工事管理者)に報告し、作業を中断する	
	不適合処理	再処理全般	「まず第一報をPMへ連絡するものとし、PDの確認を得てPMが顧客へ直ちに連絡する」 「顧客検査(記録確認を含む)合格後の手直し、補修を実施する場合は連絡対象としている	「まず第一報をPMへ連絡するものとし、PDの確認を得てPMが顧客へ直ちに連絡する」	PM:プロジェクト・マネージャ PD:プロジェクト・ディレクター
	配管工事現場変更処理要領	再処理全般	フロー図による記載 ・「使用前検査の受検状況をJNFLに確認する」 ・配管現地変更承認票(FCS)に溶検、社検、J検、使用前の受検状況確認が項目としてある	施工会社はFCSを作成し原紙をF社へ提出する	
	設計変更、不適合の顧客連絡要領	再処理全般	「PMはPDの確認を得て直ちに顧客へ電話により連絡する」 「顧客検査(記録確認を含む)合格後の手直し、補修を実施する場合は連絡対象としている	直接的な記載は無し ただし、「不適合処理」を関連図書として呼び込んでいる為、同書と同様の手順となる	
G社	購入品及び役務の一般仕様書(B)	発生した改造/補修に係る全ての工事	発生した改造/補修の全ての不適合事象について「不適合発生連絡書」を作成し、当社へ提出の上、審査承認を受ける	設計から運転・保守に到る段階で見えられた全ての不適合は、供給者の品質保証計画書に基づいて識別され、その詳細と処置案を当社に提出し、審査・承認を受けて、処置されなければならない	
	工場不適合処置規定	発生した改造/補修に係る全ての工事	発生した改造/補修の全ての不適合事象について「不適合発生通知書」を作成する。担当は、客先等への承認或いは了解を必要とする場合には、報告書等を客先に提出し、承認を受ける。客先の事前承認を必要とする不適合とは、官庁の検査合格後、顧客の立会検査後に手直しするものを言う	-	
	現地不適合処置規定	発生した改造/補修に係る全ての工事	発生した改造/補修の全ての不適合事象について「現地不適合通知/処置票」を作成する。不適合のうち、客先承認図、官庁提出図書等からの逸脱、その他製品機能に影響があると予想される場合は、客先の承認を受ける 不適合のうち、客先承認図、官庁提出図書等からの逸脱、その他製品機能に影響があると予想される場合は、客先の承認を受ける	-	
	現地不適合情報収集フロー	現地発生した改造/補修に係る全ての工事	現地不適合事象のうち、「客先検査、又は使用前検査済みで形状変更のある場合は、客先へ報告する	改造/補修が発生した場合は、当社に報告・承認をとること(注記:「客先検査、又は使用前検査済みで形状変更のある場合」を含む)	
H社	不適合管理要領書	機電設備全般	不適合報告書として報告 不適合の識別を明確にする	作業中に改造 / 補修要因が発生した場合は速やかに報告すること	総合品質保証計画書 ・「JNFL検査(記録確認含む)合格後の手直し、補修を実施する場合は速やかに報告する
I社	不適合管理規定	機電設備全般	顧客への不適合の報告として、「不適合品の使用又は補修の提案は、PMが顧客へ報告し、承認を得る」こととなっている	不適合が発見された場合は、供給者は当社検査責任者に速やかに連絡し、合わせて報告書を提出すること	総合品質保証計画書 ・補修・手直しが発生する不適合については、「不適合品特別採用申請書」を作成し、速やかに顧客に状況を報告し、顧客の承認を得た後、措置の実行を決定
J社	現地変更工事要領書	放射線管理施設 (設備を構成する盤及び機器等)	現地変更工事管理項目リストを作成し客先への承認を得る 地変更工事管理表(FRS)にて変更工事の分類等を一元管理する	改造 / 変更要因が発生した場合には内容・理由を明確にして原燃技術課に報告する(PQ2シートの作成)	品質保証計画書 ・設備の手直し等を実施する必要が生じた場合は、J社からJNFL主管課へ情報を連絡し、承認を得た後に手直しを行うものとする。連絡は次の場合を原則とする (1)科学技術庁、通商産業省、原子力安全技術センター、労働基準局、消防署、JNFLの検査がある場合で、検査後に手直し等を実施する場合
K社	不適合処理要領(社内用)	設備全般(機電設備) (F・本体共通)	設備の手直し等を実施する必要が生じた場合は、K社からJNFL主管課へ情報を連絡し、承認を得た後に手直しを行うものとする。連絡は次の場合を原則とする (1)科学技術庁、通商産業省、原子力安全技術センター、労働基準局、消防署、JNFLの検査がある場合で、検査後に手直し等を実施する場合	ベンダー(工事施工業者を含む)が不適合の発生責任元である場合には、「不適合処理要領(ベンダー用)」に従って、ベンダーに不適合処理票を作成させる	
	不適合処理要領(ベンダー用)	設備全般(機電設備) (F・本体共通)	-	不適合が発生した場合には、自己の判断で処理することなく、速やかにK社に連絡するとともに、当該不適合に係る作業を中止し、識別表示等適切な方法で分離すること	
L社	原子力プラント不適合再発防止管理細則	原子力プラント(含む再処理施設)全般	苦情処理の手順の中で、客先に対する報告、確認を明記	製品及び役務が品質要求事項に合致しない場合、それら不適合が未検討及び未処置のまま次の作業に進められることを防止するために、要領を定め、不適合管理の方法を明確にする。不適合を発見の場合、苦情通知書を発行することを明記	総合品質保証計画書 ・「JNFL検査(記録確認含む)合格後の手直し、補修を実施する場合は速やかに報告する



「サンプリング不具合による配管改造」の概要



「換気設備逆止ダンパ取付け位置変更」の概要